

# マネー・ローンダリング対策：基礎編

## 第1回：職業会計士のためのマネー・ローンダリング対策入門



### マネー・ローンダリングとは

マネー・ローンダリングとは、不正に得た資金（汚れた資金）を合法に見える資金に形態を変え、あたかも正当な資金源から得た資金であるように見せかけ、使える状態にする行為を言います。マネー・ローンダリングは犯罪収益を合法化し、麻薬組織や人身売買、その他の犯罪者がこれらの犯罪行為を拡大し利益を得ることを可能にします。世界全体のマネー・ローンダリングの規模は推定で年間1兆USドルを超えると推定されています\*。

\* 国連薬物犯罪事務所（UNODC）

### 本書の目的

このシリーズは、マネー・ローンダリングの仕組みやマネー・ローンダリングに伴うリスク、リスク軽減対策について理解を深め、公共の利益に積極的に貢献していただけよう職業会計士の皆さんの学びをサポートすることを目的としています。手軽さや利便性を意図して作成していますので、全ての問題や各国・地域別の要求事項を網羅することはできませんが、職業会計士として押さえておきたい重要なポイントを取り上げていきます。

### 会計士が注意すべき理由

マネー・ローンダリングとの闘いは、単なるコンプライアンス上の問題ではありません。マネー・ローンダリング等の経済犯罪は、他のどの安全上の脅威と比較しても、より多くの国民に対し、より頻繁に影響を与えます。マネー・ローンダリングは、高額不動産に対する違法な投資、貧しい地域で起きる薬物絡みの暴力、あるいは人身売買や現代奴隷制によるトラウマ等、広く社会をむしばみます。これらの犯罪はコミュニティの中でも最も立場の弱い人々を搾取し、違法薬物や暴力を街中にはびこらせ、社会構造を傷つけます。

私たちは公共の利益に資する専門職として、社会の安全を保つために自らに課された役割を果たさなければなりません。金融システムの門番である職業会計士は、これらの不正な資金が経済に流入することを防ぐ上での最初の防御線となります。

### マネー・ローンダリングに伴うリスク

マネー・ローンダリングに関して、職業会計士には主に3つのリスクがあります。

- 会計士が資金洗浄に利用されるおそれがあります（犯罪収益を銀行口座に保有する、犯罪収益の真の受益者を偽装する取り決めに加担させられる等）。
- 会計士が第三者によるマネー・ローンダリング行為遂行の手助けに利用されるおそれがあります（マネー・ローンダリング用の法人組織を設立する、資金洗浄者を別の専門アドバイザーに紹介する等）。
- 依頼人（又はその関係者）がマネー・ローンダリングに関与し、会計士が危険信号に気づくことができず報告しなかった結果、会計士が法規制上の損害やペナルティを受けたり、その信用に傷が付いたりするおそれがあります。

## マネー・ローンダリングの仕組み

マネー・ローンダリングは、不正行為によって得た収益を元の犯罪から切り離すことによって成立します。そのために用いられる手段が、合法的な金融システムに紛れ込ませるための預入、分別、統合の3段階です。

### 預入（プレイスメント）

資金洗浄者は、まず違法な収益を金融システムに組み込みます。例えば、多額の現金を目立ちにくい小口に分けた上で、銀行口座に直接預け入れたり、一連の通貨代替物（小切手、郵便為替等）を購入した後に回収して別の場所の口座に預け入れたりする等の方法が取られます。考えられる方法の例：

- 通貨・金種の変更
- 現金の移送
- 現金の預入

### 分別（レイヤリング）

資金洗浄者は、資金をその出所から遠ざけるため、一連の資金交換や資金移動を実行します。金融商品の売買を通じて資金を流したり、又は単純に電信送金によって世界中の複数の銀行の口座を転々と移動させたりする場合があります。資金洗浄用の口座を広く分散させて利用する手口は、特にマネー・ローンダリング調査に協力しない法域でよく用いられています。資金洗浄者は、物品やサービスの購入の支払いを装い、外からは合法的に見える方法で送金を行うケースもあります。考えられる方法の例：

- 電信送金
- 現金の引出し
- 口座の分割・統合

### 統合（インテグレーション）

不正資金が合法的な経済活動に再び投入されます。資金が不動産や高級品、企業への投資に用いられる場合もあります。考えられる方法の例：

- 架空ローン、架空売上、架空契約
- 資産所有者の偽装
- 第三者取引の利用

## 職業会計士のためのマネー・ローンダリング対策の重要概念

### 顧客デューデリジェンス（顧客管理又は依頼人管理）

顧客デューデリジェンス（Client Due Diligence : CDD）は、依頼人の身元と事業内容を把握し、依頼人のマネー・ローンダリング関与リスク評価や、会計士が当該マネー・ローンダリングのアシストに利用されるリスク評価に当該情報を活用することを目的とします。

### 重要な公的地位を有する者（PEP）

重要な公的地位を有する者（Politically Exposed Person: PEP）とは、政治家や国有組織の責任者等、重要な公的地位にある者を指します。重要な公的地位を有する者及びその親族については、贈収賄・汚職行為のリスクに鑑み、追加的なデューデリジェンスが必要となる場合があります。

### 継続的モニタリング

新規の依頼人に対して顧客デューデリジェンスを実施するだけでなく、既存の依頼人についても過去の確認情報を更新することが大切です。特に依頼人の所有権や事業活動に変更がある場合は注意を要します。継続的モニタリングは、多くの法域において規制上義務付けられています。

### 疑わしい取引の届出

一部の国では、職業会計士に対してマネー・ローンダリングが疑われる取引を資金情報機関（Financial Intelligence Unit: FIU）に届け出ることを法的に義務付けています。疑わしい取引の届出（Suspicious Activity Report : SAR）等と呼ばれます。

### 「職業会計士のための国際倫理規程」におけるマネー・ローンダリングに関する規定

専門職としての行動原則として、職業会計士には関連法規制の遵守が求められます。国際会計士倫理基準審議会（The International Ethics Standards Board for Accountants : IESBA）倫理規程における違法行為への対応に関する規定（The Non-Compliance with Laws and Regulations: NOCLAR）では、マネー・ローンダリングに関わるものを含め、法規制に対する違反行為又はその疑いに気づいた場合に声を上げることを職業会計士の倫理的義務として定めています。詳しくは、「[「IESBA違法行為への対応ファクトシート」](#)のほか、理解と認知度の向上を目的に国際会計士連盟（IFAC）と国際会計士倫理基準審議会（IESBA）が共同作成した教育資料「[「IESBA倫理規程の探求（原題：Exploring the IESBA Code）」](#)シリーズ8、9を参照してください。

### その他の資料



マネー・ローンダリング対策に関する一般的なガイダンスについては、金融活動作業部会（Financial Action Task Force: FATF）が作成した「[Guidance for a Risk-Based Approach for the Accountancy Profession](#)」を参照してください。倫理関連事項については、「[「職業会計士のための国際倫理規程（原題：International Code of Ethics for Professional Accountants）」](#)を参照してください。適用規制要件等、各国・地域別の情報については、ご自身の所属する職業会計士団体にお問い合わせください。



529 Fifth Avenue, New York 10017  
www.ifac.org | +1 (212) 286-9344 | @ifac | in company/ifac



www.icaew.com  
@icaew | in company/icaew